

今治歴史散歩

大成 経 凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第十八回は、租・庸・調に代表される古代の律令税制の一端を紹介し、飛鳥・奈良時代ごろの今治地方の先人の暮らしを歴史散歩したいと思います。

第十八回

今治地方の税のルーツ

●律令時代の税制と今治地方

律令政治とは、刑罰を定めた律と政治のしくみを定めた令によって行われる政治をいいます。わが国では、飛鳥時代の大宝律令（七〇一年）によって、この政治が確立します。大化の改新（六四五年）以降、土地や人民を国家が直接統治する公地公民の原則が打ち出され、中国唐の制度に習った国づくりが進められていきました。

その律令国家の根幹制度の一つが班田收受法でした。戸籍に基づいて人民には口分田が与えられ、租・庸・調などの税が課されます。租は収穫物の約三％に当

たる稲、調は絹織物などの地方の特産物、庸は労役の代わりに布や米を納めるというものでした。他にも、地方労役の雑徭や春に稲が強制的に貸し付けられて、秋に利子を加えて返納する出挙などがありました。律令制下の伊予国で、今治地方は野間郡と越智郡の二郡からなり、郡の下には郷(里)が置かれました。越智郡には国府が置かれたことで、伊予国一四郡では最多の一〇の郷【朝倉・高市・桜井・新屋・栢志・給理・高橋・鴨部・日吉・立花】を有し、野間郡には五つの郷【宅万・英多・大井・賞多・神戸】がありました（平安時代の辞書『和名類聚抄』による）。国府は現在の県庁所在地に相当し、その首



伊予国分寺塔跡（今治市国分／国指定史跡）

長が中央から派遣された貴族の国司でした。県庁舎にあたる伊予国衙の場所はいまだ謎のままです。八世紀半ばには、その国衙の近くに伊予国分寺が造立されています。

●伊予国正税出挙帳と越智氏

租と出挙を併せたものを正税といい、これは地方役所の倉庫に留めおかれ、朝廷の管理下におかれました。すべてが地方の財源とはならず、一部は精米を行って都へ送られ、役人の給与や役所の運営費などになりました。このため、国司は正税の収支報告書を都へ提出する必要がありました。

その付属帳簿の一つ「伊予国正税出挙帳」が、奈良の東大寺正倉院に残されています。これは奈良時代の天平八（七三六）年の記録で、当時の出挙や倉庫の状況が分かります。また、署名を行った郡司に、大領の越智直広国と主政の越智直東人の名が記されることから、この帳簿が越智郡のものとなります。一般に郡司は地方豪族が担い、大領・主政はその官職で、伊予で主政が置かれたのは越智郡だけでした。

この帳簿は、越智氏の活動を示す最初期の史料であり、それ以前から当地方で同氏が力を持っていたことを示す証拠ともいえます。越智氏のルーツは、古墳時代に大和朝廷の臣下でもあった平致命（物部氏系）とされ、子孫は直などの世襲の姓をもらって地方官の役割を担ったようです。飛鳥時代には、白村江の戦い（六六三年）で唐の捕虜となるも、船をこしらえて無事に帰国した越智直守興の伝説があります。



乎致命が主祭神の大浜八幡神社（今治市大浜町）

●正倉院の調絶あしぎぬと長岡京出土木簡

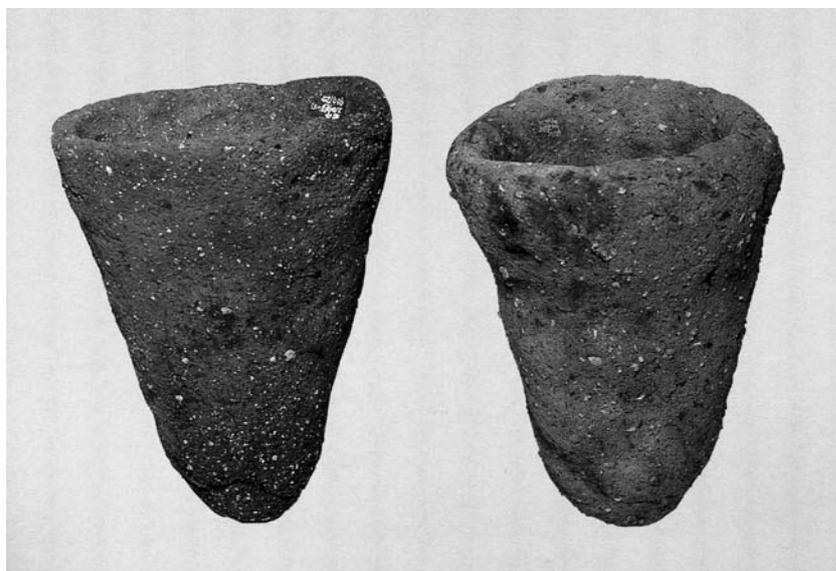
今治地方の織物のルーツを知るうえで興味深い資料が、東大寺正倉院に残される調絶です（絶は絹織物の一種）。この中に「伊豫國越智郡石井郷戸主葛木部龍調六丈じしやう 天平十八（七四六）年九月」と記された平絹があります。当時、石井郷（近見地域）の絹織物が都へ納められ、これを可能とする養蚕と製織技術が今治地方にあったことが分かります（送

り主が葛木部の龍／六丈の長さは約一七m八〇cm）。また、京都の長岡京跡から出土した木簡に「伊豫國越智郡朝倉村物部家公戸白米伍斗」が記され、これは朝倉村（郷）から長岡京に米が運ばれたことを示す荷札です（送り主が物部家公の戸／五斗は現在の二斗で約三〇kg）。長岡京は七八四年から約十年間存在した都で、木簡以外にも焼塩壺と称される食塩運搬用の土器も多く見つかり、これと類似するものが清水地区の四村額内遺跡から出土しています。今治地方から、調の塩が納められたことをうかがわれます。



長岡京・平城京出土木簡のレプリカ（今治市朝倉ふるさと美術古墳館）

しかし、以上の税制は人民にとって負担が大きく、土地から逃げ出すものもいました。そこで朝廷は、不足する口分田と財源を増やそうと、苦肉の策で七四三年に墾田永年私財法を出します（荘園制の始まり）。その矛盾と動揺の表われとして、瀬戸内海ではしだいに海賊が横行し、公私に関係なく船が襲われて朝廷を悩ませます。宮崎村（波方町）の海賊が史書『三代実録』に登場するのは、平安時代の八六七年のことでした。



四村額内遺跡出土の焼塩壺（今治市教育委員会蔵）